

「さんりく旅プラスキャンペーン業務」

企画提案審査要領

令和5年3月
岩手県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「さんりく旅プラスキャンペーン業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、別添資料 1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）について、下記 4 に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等に基づいて行う。
- (2) コンペ参加者が 4 者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された 4 者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等に基づく審査を行うものであること。なお、コンペ参加者が 4 者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (3) 審査委員は、企画コンペ提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) コンペ参加者が 1 者のみであった場合にも、審査委員会において企画コンペ提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

	10 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
企画内容の 的確性	業務目的	・業務目的を理解し、その達成のための的確な提案となっているか。	10	20
	誘客効果	・三陸地域への誘客を促進する提案となっているか。	10	
業務内容	参加施設登録等	・参加を依頼する三陸地域の宿泊施設及び取扱いマニュアルは適切か。	10	50
	旅行代金の 割引、精算等	・クーポンを造成するOTA、キャンペーン対象期間、各回における割引予約開始時期及び精算方法は適切か。	20	
	キャンペーン のプロモーション (自由提案)	・事業実施効果を最大化するために適切なプロモーションが提案されているか。	10	
	進捗管理・ 業務報告	・進捗管理方法は妥当か。	10	
業務 遂行能力	スケジュール	・業務スケジュール案は実現可能なものか。 ・効率的なスケジュールとなっているか。	10	30
	業務実施体制	・業務を実施するうえで十分な体制であるか。	10	
	費用積算内訳	・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	
合 計			100	